

学校法人志學館学園

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日

2. 当社の課題

課題1： 職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度（育児休業を除く）が十分ではない

3. 目標

- ・ 育児休業制度の実績を女性は90%以上を維持する。
- ・ 男性の対象となる層の育児休業取得率を50%以上アップする。
- ・ 管理職育成のための研修を行い、働き方に関するマネジメント研修を年一回以上実施する。

4. 取組内容と実施時期

取組1： 産前・産後休業や育児休業等の就業に関するハンドブックを作成する。

- 令和 4年 4月～ハンドブック作成を行う。
- 令和 5年 4月～ハンドブックの活用がされているかを検証する。
- 令和 6年 4月～ハンドブック活用の検証結果をふまえ、さらに情報を追記し改訂する。

取組2： 男性の育児休業や看護休暇取得等の両立支援制度利用を推進する。

- 令和 4年 4月～各設置校事務担当者や管理職に対し、制度の周知を行うとともに対象となる職員に対し、学園内ツールを使い情報提供を行う。
- 令和 5年 4月～一年間を通し意識付けが行われたか利用実績を確認し、周知したことの検証を行う。引き続き情報提供も行う。
- 令和 6年 4月～二年間の様々な検証結果をふまえ50%の実績よりさらに70%の実績を目指す。

取組3： 働き方に関する管理職へのマネジメント研修を行う。

- 令和 4年 4月～働き方マネジメント研修計画をたて、年に1回の研修を実施する。
- 令和 5年 4月～前年度の研修結果を基に研修計画を再構築し研修を行う。
- 令和 6年 4月～関連する法律などの最新情報を提供し、多様な働き方に対応できる職場づくりを行う。